

登別市青少年センター設置及び運営に関する要綱

登別市青少年指導センター設置要綱(昭和55年訓令第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年への指導を行う関係機関、団体等が相互に協調し、青少年の健全育成に関する業務を効果的に推進するため、登別市青少年センター(以下「センター」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 センターは、登別市富士町7丁目33番地 登別市教育委員会内に置く。

(運営)

第3条 センターの運営は、登別市青少年問題協議会設置条例施行規則(昭和45年規則第5号)第3条に規定する青少年指導対策専門部(以下「専門部」という。)がこれにあたるものとする。

(業務)

第4条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 街頭指導に関すること。
- (2) 青少年の支援及び相談に関すること。
- (3) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (4) 情報及び資料の収集及び調査並びに広報活動に関すること。
- (5) その他青少年の健全育成に必要な業務に関すること。

(職員)

第5条 センターにセンター長及び職員を置く。

2 センター長は、教育委員会教育部社会教育グループ総括主幹をもって充てる。

3 職員は、教育委員会教育部社会教育グループの職員をもって充てる。

(青少年指導委員)

第6条 第4条の業務を行うため、登別市青少年指導委員(以下「指導委員」という。)を置く。

2 指導委員の定数は60人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、その身分は非常勤の特別職とする。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他青少年指導の経験を有する者

3 前項の規定により委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 異動欠員等により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 指導委員は、指導活動にあたる際には、常に登別市青少年指導委員証（別記様式）を携行するものとする。

（会議）

第7条 センターの業務の円滑な運営を図るため、指導委員連絡会議を開催する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営及び指導委員の活動等に関し必要な事項は、専門部が別に定める。

附 則（昭和55年訓令第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年訓令第3号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成3年訓令第4号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年訓令第6号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第11号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の登別市青少年指導センター設置要綱の規定により委嘱されている指導委員は、この訓令の規定により委嘱されたものとみなす。

別記様式（第7条関係）

登青少指証第 号

登別市青少年指導委員証

氏 名
住 所

登別市青少年指導委員であることを証明する。

年 月 日

登別市長